

令和元年度（2019年度）第8回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2020年1月24日（金）午後13時30分開会

場 所：北海道第二水産ビル3階3S会議室

1. 開 会

○事務局（武田主幹） 定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第8回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、8名の委員の方のご出席をいただいております、北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹花よりご挨拶を申し上げます。

○竹花環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹花でございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところを審議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日予定の議事は、ご案内のとおり、宗谷岬、幌延、えりも岬の風力発電事業の方法書3件と、ウィンドファーム豊富な準備書1件の計4件となっております。このうち、宗谷岬と幌延につきましては、更新事業、リプレースとなっております。今回は審議案件が多くなっておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

また、本日の議事とはなっておりませんが、他の風力発電事業で準備書2件が告示、縦覧を開始したところでありまして、先日、審議会に諮問したところでございます。

委員の皆様には、今後もお負担をおかけすることになりますが、引き続き、慎重な審議をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

◎連絡事項

○事務局（武田主幹） なお、押田委員が今年度初めての出席になりますので、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○押田委員 帯広畜産大学の押田と申します。野生動物の専門になります。よろしくお願ひいたします。

○事務局（武田主幹） それでは、お手元にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、上から会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1と資料1-2、資料2-1、資料2-2、資料3-1と資料3-2、資料4-1から資料4-3となります。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、4件です。

議事（１）は、今回１回目の審議となる（仮称）宗谷岬風力発電事業更新計画環境影響評価方法書についてです。事務局からの事業概要の説明、１次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、３０分程度を予定しています。

議事（２）も、１回目の審議となる幌延風力発電事業更新計画環境影響評価方法書についてです。事務局からの事業概要の説明、１次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、３０分程度を予定しております。

議事（３）も、１回目の審議となる（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富環境影響評価準備書についてです。事務局からの事業概要の説明、１次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、３０分程度を予定しています。

議事（４）は、２回目の審議となる（仮称）えりも岬風力発電所環境影響評価方法書についてです。事務局からの方法書についての意見の概要等、２次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、３０分程度を予定しています。

なお、本議事につきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合があります。その際は、傍聴者及び報道関係の方にはご退室いただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は、山下会長をお願いいたします。

３．議 事

○山下会長 よろしく申し上げます。

まず、議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第４条に基づき、本日の議事録に署名する２名の委員を指名いたします。

本日は、押田委員と吉中委員を指名します。

よろしく申し上げます。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議事（１）ですが、本日１回目の審議となる（仮称）宗谷岬風力発電事業更新計画環境影響評価方法書についてです。

事務局から事業概要の説明、１次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（中村主査） 事務局の中村と申します。よろしく申し上げます。

本方法書につきましては、本日が初めてのご審議となります。

（仮称）宗谷岬風力発電事業更新計画は、平成１７年に運転を開始しました稚内市のユース宗谷岬ウィンドファームの建てかえを行うものとしまして、平成３０年１１月に配慮書が公表され、本審議会においても１２月及び翌年の１月にご審議いただき、１月下旬に知事意見を事業者に述べたところです。今回はその方法書になります。

本方法書につきましては、令和元年１１月１４日に公告及び縦覧が開始され、縦覧は１２月１３日に終了しております。

なお、本審議会には11月22日付で諮問させていただいております。

それでは、説明に入りますが、使用します資料は、方法書の図書、資料1-1及び資料1-2となります。

まず、図書により方法書の内容についてご説明いたします。

まず、5ページ目の中ほどをごらんください。

発電所の出力は5万7,000キロワット程度で、風力発電機の短期出力については4,000キロワット程度のもので、基数は15基程度となっており、配慮書時点と同様の内容となっております。

既設風力発電所と比較しますと、発電所出力はほぼ同様ですが、短期出力の規模は4倍になりまして、設置基数は57基ですので、約4分の1程度となる計画となっております。

対象事業実施区域については、稚内市となっております。

次に、8ページをごらんください。

宗谷岬の南側の赤枠で囲われているところが対象事業実施区域で、赤色で塗られているところが風車設置検討エリアとなっております。また、赤枠内の黒点につきましては、既設の風力発電機を示しており、本事業にはこの既設風力発電機の撤去も含んでおりますが、西側の4基の既設風力発電機については、撤去のみで建てかえは行わない計画となっております。

右の9ページの写真からは、小高い牧草地に既設風力発電機が建っていることがわかります。

次に、12ページをごらんください。

こちらは、既設と新設予定の風力発電機の比較となります。

新設予定は、最大高さが約145メートルから200メートルで、既設の約1.5倍から2倍、ローター直径ですと約120メートルから160メートルですので、既設の約2倍から2.5倍の規模となっております。

次に、18ページをごらんください。

こちらは工事関係の主要な走行経路を示しております。稚内市街から国道238号、道道889号を通りまして、対象事業実施区域内は、既設風力発電所の管理道路を利用する計画となっております。

次に、大きく飛びまして、404ページをごらんください。

今回の方法書では、対象事業実施区域と風力発電機の配置について検討を行っておりますので、その経緯をご説明します。

まず、対象事業実施区域について、事業面の検討を行うこととしまして、表7.2-3のとおり、既設風力発電機の位置、毎秒8メートル以上の風況、標高100メートル以上の丘陵地、既設道路の位置を踏まえまして、配慮書の事業実施想定区域をもとに検討しております。

ただ、配慮書段階で設定した事業実施想定区域内のみでは、事業実施に必要な設備規模

を確保できない可能性があると考え、南側に事業範囲を拡大しております。結果は、隣の405ページの赤破線で示されているとおりととなります。

次に、406ページをごらんください。

環境面の検討としまして、前倒し調査の結果から把握したエゾマツートドマツ群集とトドマツミズナラ群落を含む自然植生を区域から優先的に除外しております。結果は隣の407ページの赤枠で示されたとおりととなります。

次に、409ページをごらんください。

表7. 2-4に配慮書段階の事業実施想定区域と検討した仮の対象事業実施区域の比較結果がまとめられております。比較結果から、人と自然との触れ合いの活動の場以外の検討項目について、環境影響低減の観点からすぐれており、面積も縮小できていることから、事業面及び環境面において両立性の高い区域と考えられるとしております。

次に、420ページをごらんください。

先ほどの比較結果を受けまして、総合的な見地から全環境要素の課題を回避または低減できる範囲であると評価でき、検討した区域を対象事業実施区域とすることが妥当と言えるかとまとめております。

ただし、配慮書段階と重複範囲がほとんど変わらない宗谷丘陵フットパスは、除外できないか再検討を行っております。結果、事業面では必要不可欠な箇所であることから、ここでは除外せず、準備書以降、環境影響の回避、低減に努めていくこととするというふうにまとめております。

次に、422ページをごらんください。

こちらは風力発電機の配置についてですが、現在、関係機関と協議中であり、その具体的な計画は決定していないが、風車設置検討エリアを設定し、今後はこのエリアを中心に配置検討する予定であるとしております。

ただし、配慮書段階の方針としました西側エリアの一部除外はそのまま踏襲し、市街地等への環境影響を回避、低減するとのことであります。

なお、文献調査による周氷河地形につきましては、詳細分布を適切に表現していないため、前倒し調査の地形結果を利用して、周氷河地形の詳細分布を把握したとのことです。結果は隣の図のおりとなっております。

事業計画の概要のご説明は以上となります。

次に、事業実施区域及びその周辺における自然的及び社会的状況の概要についてご説明いたします。

大きく戻りまして、54ページをごらんください。

こちらは重要な地形、地質の図となります。対象事業実施区域の大部分が日本の典型地形で示されている宗谷丘陵と重複していることがわかります。

次に、62ページをごらんください。

対象事業実施区域の周辺に、動物の注目すべき生息地としまして、メグマ沼や声間大沼

などを含む鳥獣保護区のほか、K B Aが存在していることがこちらからわかります。

次に、68ページの下の図と隣の69ページの図をごらんください。

この図は、宗谷地域における海ワシ類の動きをあらわしたものになっており、対象事業実施区域を含む宗谷岬周辺において、海ワシ類の移動が見られていることがよくわかります。

次に、71ページの下の図は、E A D A Sによる注意喚起メッシュとなりますが、こちらの図から対象事業実施区域が注意喚起レベルのA2に該当していることがわかります。

次に、76ページは、既設風力発電所における令和元年10月までのオジロワシの死骸確認状況結果をまとめたものになっております。こちらの結果から、10例の死骸が8基の風力発電機において確認されていることがわかります。

次に、80ページの現存植生図をごらんください。

対象事業実施区域につきましては、植生自然度9に該当するエゾマツトドマツ群集、トドマツミズナラ群落、エゾイタヤミズナラ群落があることがわかります。

次に、96ページは、重要な自然環境のまとまりの場をあらわした図となっております。対象事業実施区域につきましては、特定植物群落であります宗谷丘陵ササ草原を含んでおり、区域周辺には東浦（宗谷丘陵）自然林が存在しております。

また、隣の97ページをごらんください。対象事業実施区域の北側と南側の一部が保安林を含んでいることがこちらの図からわかります。

次に、102ページは、主要な眺望点の分布を示した図となりますが、対象事業実施区域の北側には、宗谷公園や宗谷丘陵駐車帯など、南西市街地方向には、大沼バードハウスやメグマ沼自然公園などの眺望点があることがわかります。

次に、104ページは、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を示した図となりますが、対象事業実施区域内には、宗谷丘陵フットパスを含んでいることがわかります。

次に、132ページは、学校と居住宅の配置を示した図となります。

対象事業実施区域西側と北側に学校及び居住宅が分布していることがわかります。直近の住宅までの距離は約530メートル、また、学校については、宗谷小学校までの距離が約990メートルとなっております。

医療機関、福祉施設については、戻りまして130ページになりますが、直近の宗谷診療所までの距離が約950メートルとなっております。

以上が事業実施区域及びその周辺における自然的及び社会的状況の概要の説明でございます。

続きまして、環境影響評価の選定項目についてのご説明をいたします。

295ページをごらんください。

こちらの表は、環境影響評価の項目を影響要因と環境要素の組み合わせで示したものとなっております。濃い灰色で塗られているところは、風力発電所の事業において一般的に選定される項目として改正主務省令で示されている参考項目であります。

なお、改正主務省令では、参考項目を選定しない場合の規定を設けております。表のバツ印がついているところは、事業者が非選定とすることを採用しているところでありまして、非選定の具体的な理由は299ページに記載されております。今回、非選定とされている項目については、他の陸上風力の案件でも非選定とされていることが多い項目となっております。

以上が環境影響評価の選定項目の説明でございます。

次に、累積的影響についてのご説明をいたします。

戻りまして、205ページをごらんください。

右上の赤枠で囲われているところが本方法書の対象事業実施区域となります。図のとおり、周辺には、計画段階のものが10事業と、ユーラス宗谷岬ウインドファームを除く五つの既設発電所があり、この15事業を累積的影響の検討対象としております。

飛びまして、380ページをごらんください。

先ほどの15事業のうち、検討が必要な事業につきましては、事業区域が重なっております⑫の（仮称）宗谷丘陵風力発電事業としております。ただし、現時点でその配置や施工計画が明らかとなっていないため、今後、風力発電所の配置や施工計画が決まった段階で累積的影響を再度検討し、準備書においてその予測、評価を行うこととしております。

以上が累積的影響のご説明になります。

それでは、次に、資料1-1及び1-2により、1次質問とその事業者回答についてご説明いたします。

まず、資料1-1の1ページ目をごらんください。

一番上の質問番号1-1は、既設風力発電所に関連した質問となっております。

既設風力発電所の環境影響を踏まえ、方法書段階の更新計画で考慮された内容はあるのか、また、準備書以降の更新計画にどのように生かしていく予定なのか確認しました。これに対して、方法書段階では、既設風力発電所のバードストライクを鑑み、対象事業実施区域設定では、西側に建てかえをしないエリアを設け、調査手法では、既設風車周辺オジロワシ行動把握を検討し追加した、準備書段階では、この対象事業実施区域をもとに調査、予測、評価を適切に行い、計画を検討するとのことです。

次に、3ページ目をごらんください。

上から2番目の質問番号2-14は、既設風力発電所の撤去に関する質問となっております。

撤去工事の内容を確認しました。これに対して、風車は基礎を含めて全撤去を予定、変電所の再利用は未定、地中ケーブル、送電線は撤去予定とのことです。

次に、5ページ目をごらんください。

一番上の質問番号3-12は、既設風力発電所におけるオジロワシの死骸確認状況に関する質問です。

死骸が発見された風力発電機の地形的特徴について確認しました。これに対して、地形

的特徴について、既設風車周辺オジロワシ行動把握の調査結果を踏まえて、現在、地形条件も含めて相関性の高い要因を整理中であるため、この解析結果を含めて準備書で示したいとのことです。

次に、同じページの下から3番目の質問番号3-20は、保安林に関する質問です。

対象事業実施区域には保安林が含まれていることから、①保安林を避けて対象事業実施区域を設定できないか確認しました。これに対して、風車の大型化により風車同士の離隔を確保する必要があるため、事業区域も既設事業区域に比べて拡大する可能性がある、そのため、近接している保安林を対象事業実施区域から外すことは、具体的なレイアウトが固まっていない現段階では困難とのことです。

また、②保安林内に風力発電機を設置する予定はあるか確認しました。これに対して、具体的なレイアウトについては現在検討中だが、風車間の離隔確保のために保安林内に風力発電機を設置する可能性はあるとのことです。

次に、7ページをごらんください。

上から6番目の質問番号5-4の②は、既設風車でオジロワシの死体が発見されていることに関する質問です。

配慮書段階と同様に、方法書において、既設風力発電機のうち、西側4基の設置場所を風車設置検討エリアから外しているが、すぐ東側の範囲に位置する風力発電機でもオジロワシの死体が発見されていることから、ワシ類のバードストライク防止に向けて、西側の一部除外以外にどのような風車配置計画を検討するのか確認しました。これに対して、指摘の状況は認識しており、今後の調査結果に基づく予測、評価、保全措置等を検討の上、詳細な設置計画を準備書にて示すとのことです。

飛びまして、13ページの上から2番目、質問番号6-66は、動物及び植物の踏査ルートに関する質問です。

①では、踏査ルートが対象事業実施区域の南西側に設定されておらず、調査の必要がないと考える理由を確認しました。これに対して、方法書段階では、既存道路上を主体に踏査ルートを引きしている、配置計画等の熟度の上がる準備書では、(仮称)宗谷丘陵風力発電事業の結果を含めて、実際に踏査したルートを示すとのことです。

また、②では、踏査ルートが設定されていない範囲について、どのように調査、予測、評価を行うのか確認しました。これに対して、既存林道がない箇所はササが密生し、安全性の観点からルートが確保できない状況だが、配置計画等の熟度が上がる準備書では、改変箇所は極力調査し、適切な影響予測に努めるとの回答でした。

次に、上から4番目の質問番号6-68は、渡り鳥の調査地点に関する質問です。

渡り鳥の調査地点が5キロメートルの観察範囲に基づき設定されていることから、①5キロメートルの距離でも種の判別が可能なのか、②ウミワシ、ガンカモ類共通の調査地点として5キロメートルの観察が可能なのか、あわせて確認しました。これに対して、種の判別は不可能ですが、例えば、大型のハクチョウ類の群れなどは目立つため、捕捉可能と

考え、属レベルまでは判別できると考えるとのことです。

また、③では、調査地点が5地点で十分であるとする根拠を確認しました。これに対して、図書の351ページの設定根拠に基づき、5地点を基本として、出現状況に応じて適宜移動して、渡りの状況を網羅できるように努めるとのことです。

次に、15ページをごらんください。

一番下の質問番号6-98は、景観の予測の基本的な手法に関する質問です。

予測手法としてフォトモンタージュ法のみ記載であったことから、各眺望点や視点場からの垂直視野角による予測を行わないのか確認しました。これに対して、垂直視野角の結果による予測も行う予定であるとのことです。

次に、16ページをごらんください。

上から5番目の質問番号6-103は、人触れの調査地点に関する質問です。

3章では5地点あることがわかっている工事事務資材等の搬出入の調査地点が1地点に減少した理由を確認しました。これに対して、調査地点とした宗谷丘陵フットパスは、その一部が対象事業実施区域及び工事事務資材等の搬出入ルートと重複し、アクセスルートが工事事務資材等の搬出入による利用状況や利用環境に影響を及ぼす可能性がある、その他の4地点については、直接改変がなく、また、各施設に接続する周辺の道路網を見ても、そこへのアクセスは本事業の搬出入ルートに限定されるわけではないので、選定しなかったとのことです。

次に、17ページをごらんください。

上から2番目と3番目の質問番号6-113、6-114は、累積的影響の検討が必要な他事業に関する質問です。

対象事業として（仮称）宗谷丘陵風力発電事業が選定された理由や他事業が選定されなかった理由、また、（仮称）増幌風力発電事業と（仮称）樺岡風力発電事業の検討が必要とされていない理由を確認しました。これに対して、（仮称）増幌風力発電事業は、宗谷丘陵に位置し、類似する環境条件もあるため、累積的影響の可能性はあるものの、現時点でその配置や施工計画が明らかになっていない状況であり、今後、風力発電機の配置や施工計画が決まった段階で累積的影響を再度検討し、準備書で予測、評価を行う予定、（仮称）樺岡風力発電事業は、距離が離れ、幕別平野沿いの丘陵帯に位置するため、累積的影響は低いと想定しているが、一部、増幌川流域で重複するため、準備書段階で累積的影響を再度検討し、準備書において、その予測、評価を行う予定とのことです。

資料1-2の45ページ、46ページをごらんください。

先ほどの事業者回答を受けまして、樺岡、増幌の図書の記載を45ページの本文のように修正し、また、右の表については、先ほどご紹介しましたが、対象事業の環境影響項目に関して、増幌と樺岡の項目をふやす形で修正が行われております。

本事業の1次質問及び事業者回答についての説明については以上となります。

なお、本方法書の2次質問については、この後、電子メールにて委員の皆様へ依頼させ

ていただきたいと考えております。いつも短期間のお願いで大変恐縮ですが、本案件についての質問は、2月7日までをお願いします。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見ををお願いします。

○玉田委員 オジロワシの衝突がかなりあるようで、質問番号3-12や質問番号3-13でいろいろと質問していただいていますし、図書の76ページには死骸の確認状況が載っています。性別と年齢の確認のところで、性別は、解剖するか、遺伝子を見なければわからないので、しょうがないのですが、年齢の不明が多いので、わかる範囲で聞いてください。

質問番号3-13では、環境省に死因について確認すると書かれています。多分、環境省側では解剖の所見があるでしょうし、見る人が見れば、尾の状況で成鳥か幼鳥か亜成鳥かわかるはずですから、それだけ調べてください。

○事務局（中村主査） 今ご紹介していただきましたとおり、事業者が環境省に確認しておりますので、年齢を含めて、環境省に確認する内容について質問したいと思っております。

○玉田委員 お願いします。

なぜそれを聞くかというのと、今、年齢がわかっているものを見ると、成鳥が死骸として全然挙がっておらず、幼鳥か亜成鳥ばかりなのですが、この辺だと、オジロワシだけではなく、オオワシなどもかなり来るはずですが、風力発電は、オオワシではなく、なぜかオジロワシがよくぶつかっているかということと、多分、ほかでもそういう事例だと思いますが、成鳥、幼鳥で見ると、幼鳥がよくぶつかるということが見えてきています。

オジロワシの寿命は大体20年から30年ぐらいで、寿命の長い鳥ですから、成鳥が死ぬのと幼鳥が死ぬのとオジロワシの個体群に与える影響は当然違ってきますし、そういうことを判断する上でも年齢は大事な要素になるので、そこは注意深く聞いてください。

また、平成17年から令和元年までで10羽ということは、1年に1羽というほどではないですが、3年に2羽ですから、そんなに少なくはないと思います。今後、それも考えていかなければいけないことだと思うので、その辺も注意しながら質問してください。

○山下会長 ほかにございませんか。

○押田委員 今のご説明にはなかったのですが、14ページの質問番号6-87で、ウグイスやエゾユキウサギの話が出てきます。これは、詳細情報を含め、その根拠を準備書で提示しますということですが、もう少し詳しい情報をいただけるとういかなという感じがいたします。

もう一つは、やはり、野生動物で一番問題になるのはコウモリで、私はコウモリ研究者の方々から直接いろいろなお話を聞くのですが、そのあたりは少しナーバスになって考えないといけないかなと思います。

17ページの質問番号7-1では、風速とコウモリの確認頻度やバットディテクターのお話が出てきますが、コウモリの調査については、季節ごとにどんな頻度でやるのか、また、時間帯で結果が全然違ってきて、一生懸命やっても、時間帯がずれていると全然キャッチできていないようなことがあり、コウモリ研究者の皆さんはすごく気にされています。

僕は実際にこのエリアにコウモリの繁殖地があるかどうかは全くわかりませんが、こんな回数でこんなふうに計画しているという情報があれば教えていただければと思います。

○事務局（武田主幹） コウモリの調査方法については、方法書の335ページから339ページにあります。バットディテクターの調査は、春と夏に1回、8月から9月にかけて連続した記録をとることとしています。ただ、バットディテクターによる調査の時間帯はここではまだ明らかにされていないので、確認したいと思います。

○押田委員 エゾユキウサギについてはどうでしょうか。

○事務局（武田主幹） これについては、方法書でどうしてこの種を選んだのかという選定理由が明らかにされていないので、改めてさらに詳しく選定した理由を聞こうと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○河野委員 図書の404ページに黒色の線で事業実施区域が書いてあって、その南側に白い点線で拡張区域がありますが、なぜ二つに分けるのか、最初から区切らないという方法はないのか、この二つの違いを教えてくださいたいと思います。

○事務局（中村主査） 上の黒枠で囲まれているところは配慮書段階の事業実施想定区域になります。配慮書段階では、この黒色の枠で囲まれている区域の検討をしております。その後、方法書をつくる段階で、南側についても、白色の破線に加えて、図書の中では分けた表記になっております。

方法書の対象事業実施区域につきましては、形は変わっていますが、合わさった形で区域を示しております。

○河野委員 図書の説明を読みますと、配慮書段階で設定した事業想定区域のみでは事業実施に必要な規模を確保できない可能性があるかと書かれているのですが、具体的にはどういうことなのでしょう。

○事務局（中村主査） こちらに関しては質問番号までは出てきませんが、風車が大型化すると既設の発電機の位置だと無理があるということで、風車間の離隔距離をとらなければいけないという事業面を配慮し、区域を広くするとの回答をいただいております。

○河野委員 わかりました。

○山下会長 今の点ですが、配慮書で予定された区域以外のところに拡張される場合はどの程度まで許容されるのでしょうか。

○事務局（武田主幹） 配慮書から方法書に至る過程で余り関係ない場所になってしまうと、配慮書とは一体何だということになってしまっていますが、範囲の決まりは特にございま

せん。ただ、方法書以降、事業の区域が大きく広がると再評価が必要となる基準はございます。

○山下会長 わかりました。

○河野委員 今のことに関して、きっと配慮書のときに質問や議論があったのかもしれませんが、これは更新ですね。更新の場合の実施区域はもとの区域との関係で決まってくるのでしょうか。そういうことにはならないと思いますが、それを含んでいればどれだけ広げてもいいのか、どういうふうに考えるのかを教えてください。

○事務局（武田主幹） もとの区域と既存の事業地域の関係はアセスの事務上に規定はありません。新たに環境影響評価を行うこととなりますので、それが同じ場所であろうと違う場所であろうとやることは一緒という考えです。

○河野委員 では、ここではそこまで考えなくていいということですね。

○事務局（武田主幹） はい。

○河野委員 わかりました。

○山下会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 オジロワシの関係について、もう少し突っ込んで質問します。

資料の76ページのオジロワシの死骸の確認状況を見ると、8番目の2013年10月7日以外の9件は大体4月から6月にかけての繁殖期にぶつかっています。渡りの時期ではなく、4月、5月にぶつかっているということで、幼鳥が多いということもそうですが、多分、亜成鳥も含め、前の年あたりに巣立ったものの可能性があると思います。つまり、繁殖した個体が巣立った後にこの辺をうろうろしてぶつかっている可能性があると考えられます。

では、どんな調査をしているのかと思い、その数ページ前の資料を見ると、調査は渡りの時期に集中していますし、オオワシについても渡りのルート周辺に集中しています。もちろん、渡りの調査が要らないとは言いませんが、ぶつかる、ぶつからないという問題を考える上で、今後、巣立った後の幼鳥や営巣した成鳥がどういう行動をしているかが大事になってくるのではないかということがこの資料から読み取れます。

方法書段階でこれ以上やれというのは難しいかもしれませんが、次の準備書段階に向けて、QアンドAの中で、渡りだけではなく、巣立った個体の行動を調査してもらうように誘導していただけませんか。

○事務局（武田主幹） ご指摘をありがとうございます。事業者に対しては、準備書に向け、そのような視点でも調査をし、十分な解析を行って、資料をそろえるように質問したいと思います。

○押田委員 つけ足しでお尋ねしたいと思います。

オジロワシのバードストライク例が出ていますが、ほかの鳥では全般的にどんなことになっているかというデータを持たれていますか。

○事務局（武田主幹） 申しわけありません。ほかの種類がどうなっていたのか、配慮書

のときに質問をしていたような気がします。記憶が定かではありません。ほかにどのようなデータがあったか、どのように分析しているかを確認し、次にお答えしたいと思います。

○押田委員 よろしくお願ひいたします。

○山下会長 ほかにございませんか。

○河野委員 図書の12ページにありますように、最高地上高が99メートルから最大200メートルと倍ぐらい高くなるわけですが、これによって鳥への影響は出てこないのか、また、そういうことに対して調査をする必要がないのか、この審議会の専門家の方を含め、お聞きしたいと思います。

○玉田委員 あると思いますが、直接どういう影響があるかはわかりません。先ほども言いましたように、今、オオワシがぶつかっていないというのは、一説によると、飛行高度が違うのではないかという話もあります。そうすると、上に風車が伸びることによって、ぶつかる可能性も出てきます。

ただ、今までオジロワシがぶつかっていたのはなぜかというのは、どうも、繁殖した幼鳥の可能性があり、このことを考えると、風車が大きくなって直ちにオオワシがぶつかるかという、それは設置して調査をしてみないとわからない部分があります。

でも、全く懸念がないわけではありませんが、一方でそういう考え方は持っていたほうがいいのかと思います。

○事務局（武田主幹） 事務局からも補足をさせていただきます。

風車の大型化による影響がどのように生じるかというのは、文献を調べてもまだなかなか出てこないところですが、一つに、玉田委員が指摘されたような飛行高度、それから、それに伴い、障壁効果の影響も出てくるかもしれません。そういうものについても、準備書に向け、事業者の調査で影響を明らかにすることを求めていく必要があるかと思っています。

また、衝突確率については、風車のサイズが反映されているので、数値としてあらわれてきます。

○山下会長 ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 もし何か気がついたことがあれば、後でも構いませんので、これで一つ目の議題を終わりたいと思います。

それでは、議事（2）に移ります。

議事（2）ですが、本日1回目の審議となる幌延風力発電事業更新計画環境影響評価方法書についてです。

事務局から事業概要の説明、1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（橋場主査） 事務局の橋場です。よろしくお願いします。

それでは、説明に入ります。

本案件は、昨年の2月と3月に配慮書についてご審議をいただき、4月に知事意見を述べたところですが、先月中旬に事業者から本方法書が送付され、本審議会には17日付で諮問させていただいております。現在、縦覧が行われており、1月30日まで一般意見を募集しているところです。本日は、図書により、配慮書からの事業計画の変更点や、影響が予測される環境要素に関する事業区域の地域特性の概要等についてご説明いたします。

初めに、図書の3ページをごらんください。

中ほどに発電所の出力等の記載がございますが、出力は最大2万1,000キロワット、風力発電機の数、配慮書段階では6基から11基でしたが、発電機の短期出力が300キロワット程度増加したため、最大出力2万1,000キロワットを維持するため、5基から9基と減少しております。

次に、4ページから5ページに対象事業実施区域が図示されております。

6ページから7ページは、衛星写真となっております。

次に、8ページは、区域の概況をあらわす写真が何点か掲載されております。

13ページから16ページについては、国の通知に従いまして、風力発電機の5基から9基の配置計画案が示されております。

次に、大きく飛びますが、360ページをごらんください。

こちらは配慮書段階と方法書段階の区域の比較が示されていて、黒線が方法書の事業実施区域、赤点線が配慮書での事業実施想定区域となっております。方法書での区域は、配慮書区域と比較しますと、東側が少し広がっていて、面積も増加しています。

1ページ戻りまして、359ページをごらんください。

対象事業実施区域の設定及び風力発電機の配置等の検討経緯の記載があり、方法書段階では、配慮書段階の事業実施想定区域にブレードの旋回範囲も含むように対象事業実施区域を設定したとしています。

また、風力発電機の配置については、既存道路の道道106号線との離隔距離に留意して、仮に風力発電機が倒壊しても道路にかからないよう、風力発電機の高さと同じ距離の離隔を確保できるように設定したとしています。そのため、区域の面積は、配慮書段階の70ヘクタールから約100ヘクタールに増加しています。

それでは、再び戻りまして、28ページをごらんください。

こちらは、他社の事業計画との位置関係を示しております。赤色の枠で囲まれた部分が本事業の対象事業実施区域になります。本事業の対象事業実施区域と隣接する14番の準備書段階における（仮称）浜里風力発電事業の対象事業実施区域との離隔距離は約1.2キロメートル、26番の配慮書段階における幌延町・天塩町における風力発電事業の対象事業実施区域との離隔距離は約0.1キロメートルとなっており、複数の事業計画と隣接していることがわかります。

事業概要については以上です。

続きまして、本事業区域の主な地域特性についてご説明いたします。

54ページをごらんください。

配慮書のご審議の際にもご説明しましたが、動物の重要な生息地の位置について示しておりまして、対象事業実施区域はKBAにかかっているほか、周辺にIBAや鳥獣保護区等が存在しています。

65ページをごらんください。

対象事業実施区域周辺は、オジロワシ、オオワシなどの渡りの経路となっているほか、春はサロベツ湿原のペンケ沼やパンケ沼、秋は天塩川周辺がガンカモ類の集結地となっています。

環境省が公開している風力発電立地検討のためのセンシティブティマップによると、対象事業実施区域は、注意喚起レベルA3となっていますが、その北側のサロベツ湿原では、レベルA1のメッシュとなっており、これらと隣接する形となっています。

次に、72ページをごらんください。

現存植生図では、路傍・空地雑草群落となっておりますが、自然度9に該当する海岸風衝型のミズナラ群落が一部分布しております。

続きまして、景観についてですが、98ページをごらんください。

事業実施想定区域の周辺には、景観資源として、利尻山、日本海やサロベツ湿原、パンケ沼などの湖沼を臨む眺望点が多数存在しております。

104ページをごらんください。

こちらは人と自然との触れ合いの活動の場として、北海道自然歩道であるオロロン海道が区域内に含まれているほか、周辺の天塩川では、多くの人がカヌー下りを利用されております。

次に、123ページをごらんください。

こちらは事業区域と住居や配慮施設との位置関係ですが、風車と最も近い住居で3.8キロメートル、最も近い配慮施設との距離で約7.5キロメートル離れております。

次に、152ページをごらんください。

対象事業実施区域の周辺には、自然公園法に基づく第1種特別地域及び第3種特別地域に隣接しています。

地域特性のご説明は以上となります。

次に、環境影響評価の項目及び手法についてご説明いたします。

238ページをごらんください。

表のグレーの項目は国の省令における参考項目ですが、その多くに丸がついており、これらについては環境影響評価を行うとしていますが、一部に丸がついていないものがございます。

丸がついていない項目を非選定とした理由は、239ページに記載されております。

非選定の項目の多くにつきましては、陸上風力のその他の多くの案件でも非選定とされているものであり、記載の理由にも合理性があるものと考えます。しかし、建設機械の稼

働による窒素酸化物や粉じんの影響について、工事に使用する建設機械は、可能な限り排出ガス対策型を使用する等の環境保全措置を講じることなどを理由に、影響は極めて小さいとしておりますが、この非選定の理由が妥当なのかどうか、今後、質疑応答の中で確認していく必要があるものと考えております。

242ページから247ページをごらんください。

こちらは専門家ヒアリングの結果が記載されておりますが、本事業区域周辺では、多くの希少動物の生息情報があることを背景に、コウモリ、猛禽類、タンチョウ、植物の専門家からそれぞれ聞き取りを行っております。特に、コウモリの専門家からは、調査手法に関する具体のコメントがなされており、本方法書では、それらを踏まえた調査手法を採用することとしております。

249ページ以降は、調査、予測及び評価の具体的な手法の記載となっております。多くの項目につきまして、ほかの風力案件と共通の一般的な手法が示されておりますが、今後の質疑応答を通じ、調査地点の設定や調査努力量の妥当性について確認していきたいと考えております。

以上が本方法書の概要説明となります。

続きまして、資料2-1と資料2-2により、1次質問及び事業者回答についてご説明いたします。

資料1-2の1ページをごらんください。

質問1-2の図書も公表等についてです。

配慮書のインターネットでの公表は、縦覧期間終了後も継続予定とのことでしたが、方法書においても公表されるのか事業者に聞きました。これに対して、事業者からは、配慮書のインターネットでの公表を継続するとともに、方法書についても、印刷可能な状態にはしないものの、法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続するとのことです。

3ページをごらんください。

質問6-2です。

建設機械の稼働による窒素酸化物や粉じんの影響について、環境影響の程度は極めて小さいと考えられることから、選定しない根拠を聞きました。これに対して、事業者からは、発電所に係る環境影響評価の手引により、環境影響を受けるおそれがある地域について、工事実施区域から約1キロメートルの範囲内としていますが、対象事業実施区域から最寄りの住宅等までは約3.8キロメートル離れていること、また、工事に使用する重機等についても、可能な限り排出ガス対策型を使用する等の環境保全措置を講ずることにより、環境影響の程度は極めて小さいものと考えているとのことです。

4ページをごらんください。

質問6-6です。

風車の影の施設の稼働について設定しない理由を聞きました。これに対して、事業者からは、引用文献により、シャドーフリッカーによる影響は、ローター直径の10倍以内に

のみ生じることが証明されているとされており、本事業においては、最寄りの住宅まで約3.8キロメートル離れており、ローター直径の10倍である約1.3キロメートルと比較して、大きく離隔していることを踏まえて、非選定としているとのことです。

次に、同じページの質問6-12です。

累積的な影響について、他事業との累積的影響は、動物及び景観についてのみを対象とする理由が明確にされていないので、その検討経過を確認しました。これに対して、事業者からは、隣接する（仮称）浜里風力発電事業との累積的影響が現時点で想定される項目として、影響範囲が重なる可能性のある動物及び景観について検討を行い、施設の稼働に伴う騒音、風車の影については、隣接事業側に位置する北東側の最寄りの住宅等まで約4.8キロメートルの離隔があり、累積的な影響は想定されないため、対象外としたとのことです。

次に、6ページをごらんください。

質問6-25です。

オジロワシなどで過去にバードストライクが発生していることを踏まえ、発生原因の把握と対策に向けた調査を行うのか事業者に聞きました。これに対して、事業者からは、今後実施する現地調査において、気象条件とともに、鳥類の飛翔行動及び風車の近くに近接した際にどのような行動をしているのかについて記録するとのことです。

次に、7ページをごらんください。

質問6-32です。

外来種に関して、調査、予測、評価の手法の具体的な対応内容について聞きました。これに対して、事業者からは、既設風力発電の更新の際に、撤去跡地や工事用道路に外来種が侵入することが懸念されるため、これら当該地及び周辺における対策（外来種の駆除等）について検討する方針だが、具体的な対策については、工事計画の熟度が高まり、外来種の侵入の経路及び可能性に応じた対策手法が考えられるようになった時点で検討する予定とのことです。

最後に、質問6-35です。

国立公園に係る景観への影響に関して、調査、予測及び評価の手法の具体的な対応内容について聞きました。これに対して、事業者からは、基本的にはパノラマ写真等においてフォトモンタージュ法による眺望景観の変化を示し、水平方向を重視した変化の程度を把握することを想定しているが、眺望地点における利用者へのアンケート調査等により、眺望景観に対する主観的な変化の程度の把握もあわせて実施し、水平景観の価値認識の把握に努めることを検討するとのことです。

以上が1次質問及び事業者回答の説明となります。

なお、本案件につきましても、本日の最初の議題（1）の宗谷岬風力発電事業の方法書と同様に、委員の皆様から2月7日を期限として2次質問の依頼をさせていただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○押田委員 前回と同じような質問ですが、バードストライクの鳥の種類について、こちらで何かデータをお持ちかどうかをお尋ねしたいと思います。

○事務局（橋場主査） 図書の67ページに4羽の確認事例が載っておりまして、2005年から2011年にかけて、トビとオジロワシの2件とウミネコが事例として出されております。

○押田委員 初めてでわからないことだらけなので、お尋ねしたいと思います。

今回の風車のサイズは、図書に82メートルから130メートルと出ており、先ほど皆さんでお話をしました宗谷は120メートルから160メートルとのことでしたが、この幅や範囲、大きさはどんな基準や根拠に基づいているのでしょうか。

私は、この幅は、ある場合には小さくしたり、ある場合には大きくしたりということなのかとお送りいただいたものを見ながら勝手に思っていたのですが、そのような解釈でよろしいのでしょうか。

また、これは業者に対する質問ではなく、私の個人的な興味なので、余りそぐわない質問になるかもしれませんが、風車について教えていただきたいと思います。

風車が既設のもの比べてかなり大型化してはいますが、海外の事例では、大型のもの、小型のものとの比較はありますか。

それから、7ページの質問番号6-35とその上の質問番号6-34がそうですが、眺望地点における利用者へのアンケートという文言が何度か出てきます。これは、その場で見ている方たちというイメージだと思いますが、どのぐらいのサンプル数を想定されているのでしょうか。二、三人に聞いて意見としてまとめるのは相当無理な話ですし、かといって、余り聞き過ぎてもてんでんばらばらで意見もまとまらないと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（武田主幹） まず、後段に質問された風車の大小による環境影響の比較についてです。

風車の影が及ぶ範囲は、当然、大きさによって左右されますが、騒音は、大きさだけではなく、機種によって変わりますし、衝突の影響は、風車の大きさと鳥類の飛行行動の実際のデータから分析しますので、それぞれの大きさによっても差が出てきます。

ただ、大小によってどういう傾向にあるかというのは、私どもが見た範囲では、紹介するような文献は記憶にありません。

次に、図書によって風車の大きさにばらつきがあることについてです。

これはまだ計画段階ですので、実際にどのような風車を選ぶかということがあります。風車もさまざまな機種があり、モデルチェンジもされていますので、事業者は、今の段階では、想定される幅をもって図書に載せて、それに基づいて影響評価を行っていきます。

準備書段階になりますと、また新しい風車の機種が出てきたり、そのときに事業者が最善と思う風車を選んで、それにより大きさが決まり、そのデータに基づいて予測、評価を行うこととなりますが、この段階では、事業者の考え方によって、ある程度の差が生じてきております。

また、アンケートについて、どの程度の数をとれば妥当だという決まりは特にありませんが、結果が出てきたところで、当然、サンプル数と比較し、十分根拠を持って信用できる数値なのかどうか、事業者の考えも聞きながら判断することになろうかと思えます。

○押田委員 風車の大きさについては、一度、これと決まってしまうならば、同じ規格がこの一つの事業で採用されるのか、それとも、この事業の中でも、建てる場所が海により面していたり、山のほうに入っていたりしていますが、そういうことで大きさを変えることで何か大きな効果が出てくるというイメージを持っていていいのかというのが気になっていたのですが、いかがでしょうか。

○事務局（武田主幹） ほとんどの場合、事業者のメンテナンスの効率なども考えて、同一のサイズの風車を採用することが多いかと思えますが、場合によっては、景観への影響を考え、風車の大きさを一部変えるような例もございます。

○事務局（小峰主査） アンケート調査のご質問について補足説明をさせていただきます。

なるべく多くの方から意見を聞くことは大事かと思うのですが、景観については主観によるところが大きいので、少数の意見がいろいろと出てくる可能性があります。少数の意見であってもそれが景観にかなり重大な影響を及ぼすということもあり得ます。ですから、意見の多少にかかわらず、事業の影響に関する意見をできるだけ踏まえることが必要になってくるかと思えます。

○山下会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 三つほどあります。

一つ目は、オジロワシの衝突の関係です。

先ほどの宗谷の案件と比べると、トビ、ウミネコが入ってきており、オジロワシは2件で少ないのですが、やはりオジロワシの亜成鳥と幼鳥だということは共通しているのかなと思います。ただ、ちょっと違うのは、資料の67ページの3番目は冬の衝突事故で、冬の案件が出てきているというところです。

先ほどと同じように繁殖期の話でして、次の準備書に向けて、渡りだけではなく、繁殖期の個体の行動観察と、繁殖期の繁殖個体だけではなく、繁殖個体以外の前年に繁殖した個体や非繁殖個体も含めて、5月、6月の行動をちゃんと調査するよう誘導してもらいたいということです。

二つ目は、環境の問題とは違うかもしれませんが、ここだったか、記憶が定かではないのですが、前に雷か何かがぶつかって風車が落下したことがありました。

○事務局（武田主幹） 事故はこことは違う場所ですが、ブレード落下事故の議論はこの案件の配慮書で議論がありました。

○玉田委員 その問題についてです。ただ倒れるだけならいいですが、回っているものが倒れれば、当然、遠心力がついて遠くに飛ぶ可能性があります。環境の問題ではないのですが、不測の事態で物が倒れてしまうことによる危険防止についても考えてほしいというのは指摘しておいたほうがいいと思います。

三つ目は、浜里の件からずっと続く問題で、地種区分としては国立公園の区域から外れていますが、周囲がぐるっと囲まれている国立公園の中につくるということです。しかも、サロベツ国立公園というのは、山岳地帯の国立公園とは違い、湿原を中心として水平景観を守ろうというのですが、残念ながら、今の国立公園の法規制の中ではこれ以上のことができません。今まで浜里でも散々議論してきたことですが、仕方がないのかなという部分はあります。

今回、基数は減るけれども、大型化するということです。減るのはいいのですが、大きくなることによって景観にどういう影響が出るかは心配です。だから何ができるかという、限界はありますし、ほとんど何もできないのかもしれませんが、今後、景観を大事にするのだという視点で答申ができるよう、誘導していつてもらいたいと思います。

○事務局（武田主幹） まず、オジロワシの衝突についてです。

先ほどの宗谷岬の案件でもそうですが、調査は、渡り時期に限らず、通年で行っていますので、そのときに衝突の実態も踏まえた視点でさらに注意するようということとは質問に加えたいと思います。

○事務局（橋場主査） 風車の倒壊については、資料2-1の3ページの質問番号5-2で、風車の大型化に伴う道路通行者への安全性確保の観点より、自主的な方針として、万が一風車が転倒したとしても、道道106号にかからないよう、風車の設置予定区域を設定しましたとしております。

○事務局（小峰主査） 補足をいたします。

ご質問の趣旨としては、風車が倒れた場合に、プロペラが真下に落ちるだけとは限らないということもあるかと思しますので、影響がどの程度広範囲まで及ぶ可能性があるのか、事業者に聞いてみたいと思います。

2次質問として取り上げさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○事務局（武田主幹） それから、国立公園との関係ですが、こういう水平的景観を主要な眺望箇所としているところでは確かにこのような問題が生じます。浜里においてはまだ評価書が公表されていませんが、ビジターセンターと利尻岳の関係から風車の配置を実際に移していると聞いています。

今回の案件では、15ページの質問番号4-44でも聞いておりますが、水平的景観をどのように評価するのかについて事業者の考えをさらに明らかにしていただき、準備書で十分な予測、評価が行えるよう、今後、事業者とやりとりをしていきたいと思っております。

○山下会長 ほかにございませんか。

○吉中委員 今の最後の点についてです。

国立公園、自然公園との関係と同じような意見ですが、質問番号3-7では、国土利用基本計画法に基づく自然公園地域になっており、ただ、自然公園法上は国立公園にはなっていないとあります。方法書の152ページ、153ページを見ても一目瞭然のとおりで、玉田委員もおっしゃっていましたが、周りが国立公園に囲まれており、特に、第1種特別地域、あるいは、特別保護地区という一番守らなければならない国立公園の区域が裸で接しているという非常に特異な例だと思います。そういう意味では、国立公園と一体的に捉え、どうしていけばいいのかを考える必要があるのだろうなと思います。

国立公園の利用の観点からしますと、車あるいは徒歩等で道道を利用される方が多いと思いますし、そうすると、公園の中を走ってきて、公園から外れているところに入って、また公園の中に入っていくということです。利用者にとって国立公園のどういう景観が一番すぐれているのかというあたりをもう少し丁寧に調べる必要があるのかなと思っています。

利用者のアンケートについては、質問番号6-39にフォトモンタージュ法と書かれてありますが、その際に、公園との連続性という観点から、風車が全くないところ、あるいは、当該地であっても現状の風車が建つ前の風景とのフォトモンタージュをしていただくと、利用者が本来どのような景観が一番望んでいるのかが少しわかる気がします。

私は、今までの議論を余りフォローしていませんし、今の風車が建つときにどんな環境影響評価をされて、どういうフォトモンタージュがされたのかを承知していませんが、風車がないところと今回建つところとの比較もしていただくと大変ありがたいです。

○事務局（武田主幹） この事業の既存のものについては環境影響評価法の対象となる前だったので、そのときにどのような評価を行ったのかはわかりませんが、ご指摘にあるように、風車があるのが前提なのか、それとも、ない上で比較すべきなのかを我々も意識し、アンケート調査をやるのだったら、それがわかるような比較をしてくださいということを事業者に聞きたいと思います。

○山下会長 今回の点については、質問番号6-34のアンケート調査と今のご指摘の質問番号6-39の事業者回答を見ますと、眺望景観の変化という言い方をされています。

前にもあったかと思いますが、これはリプレース事業ですから、今の風車があることを原則として、今回、それが新しく大きくなったときにどうなるかという比較をされそうな気がするのですが、そもそも全く風車がない場合との比較をきちんとしてくれという念押しをしておいたほうがいいのではないかなと思います。

○事務局（武田主幹） わかりました。

たしか、昨年度のほかの事業でも同じような議論がありましたので、それもしっかり押さえたいと思います。

○山下会長 ほかにご質問はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、二つ目の議事を終わりたいと思います。

時間が長くなりましたので、ここで、5分程度、休憩をしたいと思います。

15時5分に再開いたします。

[休 憩]

○山下会長 それでは、議事を再開いたします。

議事（3）ですが、本日1回目の審議となる（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富環境影響評価準備書についてです。

事務局から事業概要の説明、1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（小峰主査） 事務局担当の小峰と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、本事業に係る手続の経過について簡単に説明させていただきます。

配慮書については平成28年度、方法書については平成29年度に当審議会でご審議をいただき、配慮書については平成28年10月、方法書については平成29年9月に知事意見を発出しております。

これからご審議いただく準備書につきましては、昨年12月3日に送付を受けまして、事業者による縦覧、公表は、12月4日から年明けの1月6日まで実施されています。

当審議会への諮問は、12月11日付でさせていただいたところです。

では、事業の概要を説明させていただきますので、お手元にあります図書をごらんいただきたいと思っております。

図書は2分冊に分かれておりますが、まず、2分冊の1からごらんいただきたいと思っております。

まず、通し番号で1ページをごらんください。

事業者は、当審議会では今回が初めてとなるLoopリニューアブルエナジー合同株式会社という東京にある会社となっております。

方法書までは、稚内にある三浦電機株式会社が事業者となっておりますが、事業が引き継がれた関係で、表記の事業者に変更されております。

次に、2枚めくって、4ページをごらんください。

設置予定の発電所の出力は3万キロワットということで、短期出力4,200キロワットの風車を8基設置する計画となっております。

次に、5ページをごらんください。

図の中央の赤枠で示されているところが対象事業実施区域の位置で、豊富町の内陸部の稚内市との境に近い有明地区にあり、区域の面積は346.6ヘクタールとなっております。

次に、1枚めくっていただいて、7ページをごらんください。

航空写真を見ると、区域の大部分が牧草地となっており、区域の南側にまとまった森林が分布する状況となっております。

次に、少し飛んで、48ページ、49ページをごらんください。

工事車両の走行ルートについては、国道40号線、または、道道121号線を経由するルート、風車の搬入ルートにつきましては、稚内港から国道40号線を経由するルートで、区域の西側から搬入する計画とされています。

次に、2枚めくっていただいて、53ページをごらんください。

風車の外形については、図のとおりとなっております、ローター直径は117メートル、地上からの高さは143.5メートルで計画されています。

次に、4枚めくっていただいて、60ページをごらんください。

図の右下の赤枠の本事業の区域周辺には、(仮称)川南風力発電事業や、(仮称)芦川風力発電事業などの複数の事業が立地しており、鳥類等への累積的な影響が懸念されているところです。

次に、少し飛びまして、119ページをごらんください。

EADASのセンシティブティマップによる注意喚起メッシュのレベルについてですが、区域を含むメッシュは、図のダイダイ色のA3という高いものとなっております。

次に、少し飛びまして、161ページをごらんください。

区域周辺の住居の配置の状況は、図に記載のとおり、区域からの離隔が500メートルから2キロメートルのところにかけて、複数の住宅が点在する状況となっております。

なお、区域周辺に学校や病院は分布していないとのことです。

ここからは、10章の環境影響評価の結果に移りたいと思いますので、2分冊の2の厚みのある方の図書をごらんください。

まず、通し番号469ページをごらんください。

施設の稼働に伴う騒音の予測結果については、表に記載のとおり、風車から発生する騒音の到達レベルは、21デシベルから39デシベルということで、残留騒音を加えた風車騒音は、全地点で指針値を下回ると予測されております。

次に、少し飛びまして、545ページをごらんください。

風車の影の予測結果については、予測地点の2カ所で年間最大30時間以内という指針値を超過しており、うち1カ所では、日最大30分以内という指針値を超過することが予測されています。

そこから3枚めくった551ページに評価結果が記載されております。

こちらの中ほどを見ますと、実気象を考慮する場合の年間最大8時間以内という指針値を超えないこと、それから、居住宅の計画地側には樹木や倉庫があることから、影響は低減されるという評価となっております。

次に、少し飛びまして、630ページをごらんください。

現地調査での哺乳類の確認状況については、図に記載のとおり、区域及びその周辺の複数箇所で希少コウモリ類が確認されているところです。

次に、少し飛びまして、669ページをごらんください。

現地調査での希少猛禽類の確認状況については、表に記載のとおり、区域及びその周辺では、オジロワシ、オオワシ、チュウヒが比較的多く確認され、区域内では、チュウヒが179回と特に多く確認されている状況です。

次に、また少し飛びまして、680ページをごらんください。

現地調査での希少猛禽類の営巣地の確認状況については、図に星印で記載のとおり、区域周辺でチュウヒの営巣が確認されているところです。

次に、少し飛びまして、774ページをごらんください。

希少猛禽類の年間衝突回数の予測結果については、中段の表の右側に記載がありますが、チュウヒの値が合計最大0.1182個体となっております。

オジロワシについては、生態系の上位性注目種として取り扱われており、大きく飛んで981ページに記載がありますので、そちらをごらんください。

表に記載のとおり、オジロワシに関しては、合計最大0.6002個体と特に高い値となっております。

次に、少し戻りまして、872ページをごらんください。

現地調査での植物の重要な種の確認状況については、中段の表に記載のとおり、改変区域内で希少植物のエゾナミキソウ、ホロマンノコギリソウが確認されております。

その予測結果が899ページに記載されておりますので、ごらんください。

表の改変による生息環境の減少、消失のところですが、今後の詳細設計で生育地の回避を検討し、回避が困難な場合には、移植を検討することで影響は低減されるということです。

次に、大きく飛びまして、1,031ページをごらんください。A3判の折り込みの一番後ろのページになります。

景観の関係ですが、有明地区の居住区からの眺望景観の現況写真と、フォトモンタージュによる供用時の景観の予測結果が示されています。ごらんいただくとわかるとおり、供用時は風車が目立っており、景観への影響が懸念されるところです。

最後に、1,138ページ、1,139ページをごらんください。

方法書段階からの変更点については、現地調査結果を踏まえて、まず、オジロワシの飛翔頻度の高い東側を可能な限り避ける形で、西側に風車の配置を変更しているということです。

それから、見開きの右側になりますが、植生自然度10のヨシクラス、植生自然度9のミズナラ群落を除外するような形で区域を一部変更しているということです。

事業概要の説明については以上とさせていただきます。

ここからは、1次質問とその事業者回答の説明に移りますので、資料3-1をごらんください。

主なものを抜粋して説明させていただきます。

まず、5ページの一番上の番号6-7をごらんください。

方法書への知事意見で指摘した累積的影響の調査、予測、評価について、近接する他事

業の風力発電施設の配置や、工事の実施時期が確定しておらず、明確な予測条件が入手できないため、累積的な影響の予測はできなかったとの見解が示されているが、方法書以降、具体的にどのように他事業者との調整を行ったのか尋ねました。これに対して、事業者からは、周辺事業者に予測条件等を依頼したが、検討段階との理由で入手できず、準備書段階では累積的影響を考慮していない、周辺の川南風力発電事業環境影響評価書等については、9月下旬より縦覧されていたことから、今後、再度確認の上、評価書では累積的影響について検討するとのことです。

なお、本事業の準備書手続の開始前に周辺事業の評価書が既に縦覧されておりますが、その内容を踏まえて、累積的影響を考慮した上で、本準備書の手続に入ることがなぜできなかったのかがわかりませんので、この点は、2次質問で再度指摘したいと思います。

次に、3枚めくりまして、11ページの11-3をごらんください。

風車の影の評価について、居住宅の計画地側には、中高木や2階建ての高さの倉庫等が位置し、影響はより低減され、実行可能な範囲内で低減が図られているとされているが、記載の内容は事業者による環境保全措置ではなく、稼働期間中、継続する保証がないことから、不適切であることを指摘しました。これに対して、事業者からは、実気象を考慮する場合、年間8時間の指針値を超えないこと、風車の配置位置を住宅等から可能な限り隔離し、基数を15基から8基に削減したことから、実行可能な範囲内で低減が図られている旨の記載に訂正するとのことです。

なお、実気象を考慮する場合の指針値に適合していれば、実気象を考慮しない場合の指針値に適合しなくてもいい根拠がわかりませんので、この点は、2次質問で再度指摘したいと思います。

次に、1枚めくりまして、12ページの12-10をごらんください。

コウモリ類に関して、カットイン風速以下では、フェザーモードを実施することから影響は小さいとの予測について、予測の根拠やその条件で具体的にどの程度バットストライクの低減が期待できるのか尋ねたところ、現地調査結果を解析した別添資料の提出がありましたので、ここで資料3-2の29ページをごらんいただきたいと思います。

右上の図に記載のとおり、風速が速くなるほどコウモリ類の確認数が減少し、風速3メートル毎秒を超えると確認数が大きく減少しています。事業者からは、全体の86%が風速3メートル毎秒未満のときに確認されていることから、カットイン風速を3メートル毎秒とした場合、バットストライクの発生確率は、およそ1割程度に低減できるとの回答があったところです。

また資料3-1に戻っていただきまして、13ページの一番下の12-18をごらんください。

区域周辺で営巣が確認されているチュウヒについて、工事に伴う一時的な騒音等に加え、稼働時の持続的な騒音により、営巣放棄や索餌への影響が懸念されることから、これらの影響を予測する必要性を指摘しました。これに対して、事業者からは、平成28年度に営

巢したが、29年度、30年度には確認されていないことから、営巣を前提とした予測、評価は行っていない、工事着手前には営巣状況確認調査を行い、営巣が確認された場合は、専門家の意見を踏まえて対応を検討するとのこと。

次に、1枚めくって、15ページの13-6をごらんください。

改変区域内で生育が確認されているエゾナミキソウ、ホロマンノコギリソウについて、回避が困難な場合には、移植を実施することで影響は低減されるとされているが、移植は回避、低減できない場合の代償措置であり、移植をしても影響を低減したことにはならないことを指摘しました。これに対して、事業者からは、詳細設計に当たって、作業道の拡幅や作業ヤード造成範囲を見直し、生育地の改変の回避を検討することで影響を低減できる、回避が困難な場合は、専門家の指導を得て、移植等の保全措置を検討する旨の記載に訂正するとのこと。

次に、1枚めくって、16ページの14-8をごらんください。

オジロワシへの影響予測について、年間予測衝突回数が多く、稼働期間20年間の間に12羽以上のバードストライクの発生が予測され、過去の調査報告から迂回可能な空間が確保されていても発生していることが明らかであるが、それでも影響が小さいと予測できる根拠を尋ねました。これに対して、事業者からは、年間予測衝突回数は、他の鳥類と比較して少し高いが、風車数を方法書段階の最大15基から8基に減少させた、利用頻度の高い対象事業実施区域東側を避け、西側に寄せたことなどから影響は小さいとのこと。

最後に、17ページの15-3をごらんください。

身近な眺望景観への影響について、垂直見込み角が最大10度と高い値となっており、住民等との相互理解の促進に関する方法書への知事意見に対する事業者見解で、相互理解の促進に努めるとされていることから、地域住民にフォトモンタージュを提示し、直接意見を聞いた上で、風車配置を一部変更するなどの環境保全措置を検討すべきと指摘しました。これに対して、事業者からは、評価書までにできる限り風力発電機の彩色を決定し、地域の方々にフォトモンタージュを提示するなど、意見を仰ぎたいとのこと。

以上で説明を終わらせていただきますが、委員の皆様には、この後、2次質問の依頼をさせていただきたいと思っております。追加の質問などがございましたら、お忙しいところ期間が短くて恐縮ですが、他の審議案件と同様に、2週間後の2月7日までに事務局へお寄せいただきますようお願い申し上げます。

では、ご審議をよろしく申し上げます。

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○玉田委員 16ページの質問番号14-8についてです。

12羽以上のオジロワシがということを質問しておきながら影響が小さいと言われると何とも言えません。多分、事務局側は問題があると認識して質問をしたのですが、事

業者側は、今、西側に事業を移したから勘弁してよと言っているのかなと思います。

ただ、これぞまさに累積的評価を考える上で大事なことで、きょうの冒頭であった宗谷の案件では、15年ぐらいで10羽ですから、3年に2羽ということで、率で言えば、ここより高い影響が出ているわけです。ここでは12羽なので、要するに、この辺では2年に1羽ぐらいのペースでどんどん落ちているということです。

それから、この周りにこれだけ風車が建っている、あるいは、建つ計画があるわけです。多分、図書の1冊目の60ページ一番上にあるのが宗谷の案件の3年に2羽という実態で、今回の事業地は2年に1羽以上という数字が出ていて、この真ん中のあたりはどうか分かりませんが、そのぐらいのペースで落ちるということは、この辺の巣立った繁殖個体群はどんどん落ちていくということで、これぞまさしく累積的な影響を出せる事案だろうと思います。

ほかの案件の数字がどういう予測で出てくるかはわかりませんが、この地域一体でここにある60ページの図の中でオジロワシが10年で何羽落ちるのだという数字が出てくると思います。そういうことで物を考えてほしいなと思います。

累積的影響を出すことはなかなか難しいと思いますが、そういう考え方で累積的な影響を考えれば、この地域のオジロワシはかなり影響を受けるのだろうということは明白です。事業者と押し問答になっていますが、こうなのだよということを伝えてほしいと思います。

それから、先ほどの事業者側の説明では、西側に移したから影響は少ないだろうという言い方でしたが、2分冊目の680ページのチュウヒの行動の図を見ると、移したところのすぐ横にチュウヒの巣があります。この狭いエリアの中では、あっちに移してもこっちに移しても問題がいっぱいあります。西側に移すことは、オジロワシにとってはよかったかもしれないけれども、チュウヒにとっては深刻な問題になるので、移したからよかったではなく、移したがゆえにチュウヒへの影響は大きくなる可能性があると思います。

○事務局（小峰主査） 累積的影響につきましては、1次質問で幾つか回答を得ているところですが、今の玉田委員のご提言も踏まえて、もうちょっと強い聞き方で2次質問として取り上げることとし、累積的影響をしっかりと予測、評価しないと、実態的な影響の回避、低減にはつながらないということを含めて質問をさせていただきたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○河野委員 バットストライクのことです。

3メートル未満になると、カットイン風速ということで、回転がとまる、また、資料3-2の28ページにあるように、3メートル未満になると、急激にコウモリが出てくるということですね。だから、カットイン風速がある限り、コウモリは安心、安全なのだろうという論議なのでしょうが、慣性の法則はプロペラにはきかないのでしょうか。

カットイン風速というのは基本的に経済性を考えたシステムだと思うのです。だから、3メートルを切ったからといってぴたっととまるはずはないと思います。

一方、コウモリは、確実に3メートルを切った途端に出てきますので、弱いときは必ずいるけれども、風車のほうは弱くなってもまだ回っている可能性がないのかどうかを質問で聞いていただくか、答えを用意されているのであれば教えてほしいと思います。

○事務局（小峰主査） カットイン風速未満でフェザーモードを実施するという回答を得ていますが、実際にフェザーモードを具体的にどう運用するのかまではまだ聞いていませんので、委員ご指摘の内容を含めて2次質問で確認したいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○吉中委員 教えていただきたいのですが、対象地域はサロベツ川の集水域の中にあると思っっているのか、もしそうであるとすれば、下流のサロベツ湿原への影響をどこかで検討されているのでしょうか。

特に、上サロベツでは自然再生事業が行われていることもあり、集水域での土地改変がどう影響を与えるのかです。水を介しての栄養塩の流出というものだと思いますが、例えば、準備書の535ページでは、降雨条件ということで、雨が降ったときにどうなるかという予測をされております。

そこで質問ですが、535ページの最後に降雨条件は観測所で記録された過去10年間の最大時間雨量46.5ミリメートル/アワーと設定したとありますが、これが果たして適切なのでしょうか。昨今の気候変動の危機からいくと、10年間の最大雨量で果たして大丈夫なのか、どういう基準があるのかよくわかりませんが、見通しが甘いのではないかなという気がしています。

○事務局（小峰主査） 事業実施区域の周辺の河川の状況を示した図が図書の2分冊の1の75ページにあります。それをごらんいただきますと、図の中ほどに赤色の枠で事業区域が書かれており、目梨別十九線川など幾つかの河川が区域内を流れていますが、最終的にサロベツ川に流入していますので、サロベツ川の集水域の中に区域が入っているということで間違いはないかと思えます。

工事による濁水の影響については、準備書の537ページをごらんいただくと、沈砂池排水が排水溝からどのぐらいの距離まで浸透せずに流れるのかを予測しており、河川までの流程よりも短い距離しか流れないということで、河川まで濁水が到達しないことを根拠に、影響が小さいといった予測、評価となっております。

また、降雨強度の関係については、535ページでは、過去10年間の最大時間雨量を使って設定をしていますが、10年間というくくりを外したときに過去最大雨量は実際どうなのかということは確認してみないとわかりません。どの降雨強度でもって予測しなければいけないという基準はありませんが、もしこれよりも多い雨量の記録があれば、安全側で予測、評価をする必要もあろうかと思えますので、委員ご指摘の内容も踏まえて、2次質問以降、確認したいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○押田委員 事業エリアの東側と南側をざっと見る限り、かなり森が発達していて、先の

2事業と比べるとコウモリの影響がかなり出てくるかなという気がしています。聞き逃したのか、私が見つけれられていないのかもしれませんが、調査の時間帯、頻度についてもう一度ご確認いただきたいと思います。

また、バットディテクターを使ってコウモリを調査していますが、踏査で歩きながら見ていっているだけなのか、また、どのくらいの高さでされているのですか。場合によっては、風車の高いところにバットディテクターをセッティングしておいて、そこでもって本当に高いところを飛ぶ種を検知するやり方でやっている方もいるのですが、コウモリの調査方法について、おわかりになりましたら教えていただきたいと思います。

○事務局（小峰主査） 図書の568ページの下のほうをごらんいただきますと、バットディテクターの踏査による調査については、記載されているとおりに行われています。

また、バットディテクターの自動録音調査については、オに記載されているとおり、風況ポールの高さ10メートルまたは8メートル、あるいは、樹木の高さ3メートルのところに設置して調査がされている状況になってございます。

○押田委員 実際の風車の高さや、コウモリがそこを飛んでぶつかって死ぬということを考えたときに、高度8メートル、10メートルくらいの高さで十分かどうか、妥当であるかどうか、私には何とも言えません。

少なくとも、私の研究室にいる大学院生で20メートル以上のところにつけて調べている者がいますし、将来的にそのような結果からもっとわかることが出てくるかなと思っていますが、念のため、8メートルくらいが妥当かどうかをお尋ねいただけるとうれいします。

○事務局（小峰主査） 資料3-1の11ページの質問番号12-2の②に関連質問があり、バットディテクター自動録音調査で高さ10メートルに設置したということなのですが、どの程度の高度までコウモリ類の声探知が可能でしょうかという質問に対して、最低でも20メートル程度は探知が可能と書かれております。

ただ、実際にどのような根拠で20メートルと言われているかはまだ把握できておりませんし、53ページの風車の外形図を見ますと、ブレードの下端までの高さが26.5メートルくらいになりますので、20メートル程度の高さの状況がわかっても、それ以上の高さの状況がわからなければ正確なことは言えないと思いますので、委員ご指摘の内容も踏まえた2次質問をしたいと思います。

○押田委員 ありがとうございます。

それから、調査結果で、コウモリの種名について、コウモリ目の一種という感じで書かれていますよね。多分、バットディテクターの調査には限界がありますので、正確な種名まではぱっと出てこないのだろうなと思います。

ただ、ヤマコウモリは結構高いところを飛びますし、コヤマコウモリという日本の固有種も北海道で見つかっています。私はアマチュアの方がどういう情報を持たれているかまでは知らないですし、このエリアでの報告は多分ないと思いますが、今後、例えば、そん

なものが当たり始めると、いろいろと問題が大きくなる可能性がありますので、観察頻度や捕獲頻度をふやしてみたりして、種名をきちんと同定する努力をしていただけるとよりいいかなという私の感想です。

○事務局（小峰主査） 図書の626ページに重要な哺乳類の現地調査の一覧表がありまして、おっしゃるとおり、コウモリ目の一種として1と2の2区分があり、注書きに2の可能性のある重要種としてヤマコウモリが入っております。

ただ、可能性としてあるということなので実際にどうなのかはわかりませんし、コヤマコウモリのこともございますので、委員ご指摘の内容も踏まえ、もうちょっと踏み込んだ2次質問をしたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○笠井委員 先ほど浮遊砂のお話があったのですが、今回工事される場所は牧草地なので、牧草地を攪乱されると、恐らくそれまでたまっていたリンや窒素が一緒に出てくるのではないかと思います。

また、浮遊砂よりもこういう栄養塩のほうが下流に流れていきやすいのかなと思っておりますし、雨の件もあって、確かに降水量が上がると、多分、下流への影響も出てくるのではないかなと思います。

あと、もう一つ気にかかるのが、北海道は、降水以外にも恐らく融雪出水を考えないといけないですから、その点もあわせてお聞きになってみたらいかがかなと思います。

○事務局（小峰主査） 今のご指摘の観点では事業者を確認しておりませんでしたので、委員ご指摘の内容も踏まえ、2次質問をしたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○秋山委員 最初に事務局から説明いただいた資料3-1の17ページの質問番号15-3のフォトモンタージュについてです。

彩色にこだわった回答が載ってはいますが、質問では、多分、配置等も含めて検討してもらいたいという意図があったのかなと思います。その辺に対して、2次質問で配置の部分をどう検討するのか聞いていただきたいのと、彩色がまだ決定していない段階で、現状で意見を仰いでいるということを書いているのですが、現状としてどういう聞き方をされているのかも含めて聞いていただきたいなと思います。

○事務局（小峰主査） 今のご指摘のとおり、事務局でもその点疑問に感じておりましたので、委員ご指摘の内容も踏まえ、2次質問をしたいと思います。

○山下会長 6-7の累積的影響のところ、先ほど説明されたかと思うのですが、事業者としては、準備書ではなく、評価書のほうでやりたいというか、どうも準備書段階では何もせずに逃げ切りたいのかなという気がするのですが、やり方としては、準備書の段階で、例えば、追加の資料を出してもらおうとか、差しかえてもらうことが要求としてできるのでしょうか。

もう一つ、図書の公表とのかかわりで少し気になるのですが、こういう質問をしたとき

に、例えば、川南の評価書が9月下旬に縦覧されていたということで、例えば、もう今は見られないとか、あるいは、事業者に資料請求を求めたけれども提供してもらえなかったという言いわけがされるおそれもあるのではないかなと思うのですが、そのあたりは事務局としてどうお考えなのでしょうか。

○事務局（小峰主査） 会長のご指摘のとおり、事務局としてもそのような疑問がありますので、2次質問で確認します。事業者の考えは回答を見てみないとわかりませんが、いずれにしても、準備書は評価書の案になるものであり、準備書手続を過ぎてしまうと住民意見や知事意見の提出の機会がもうなく、準備書の後にやればよいということではないと考えていますので、準備書段階でしっかりやるべきではないかということを強調したいと思っております。

○山下会長 川南の図書の関係はどうですか。

○事務局（小峰主査） 評価書の縦覧期間は終了していますが、実際に一般に誰でも見られる状況が確実にあったわけでごさいます、もう終わったので見れませんかと言われるかもしれませんが、累積的影響の評価の必要性を考えるとそれで済む話では決してないと考えますので、累積的影響の評価に必要なデータを入手するよう強く言っていかなければいけないと考えております。

○山下会長 ぜひよろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○押田委員 累積というか、相乗効果になってしまうのか、何ともわからないところなのですが、私の好奇心で聞かせていただきます。

平成30年に最後に既設の天北ウィンドファームができていますが、それができるときにもこういう議論があったかをお尋ねしたいと思います。

○事務局（武田主幹） 累積的影響は、当然、どこの事業者にも評価するように働きかけていますが、実際には、事業の進捗状況や、隣接する事業地でもまだ十分な結果が出ていないなど、事業者が協力してくれないということで必ずしもうまくいっていません。

ただ、参考となる例としては、先ほどの60ページの各事業が一覧できる図面の中で同一の事業者が事業を行っている例があり、それが道北エナジーと道北風力の関係です。関連会社が同時に事業計画を進めていましたので、我々や環境省の意見に基づいて、累積的影響が例えば、鳥の渡りのルートにどのような影響を及ぼすか、衝突確率にどのような影響を及ぼすかという検討会を学識者や地元の関係者を交えて行ってまして、近々、結果が明らかになるはずです。

○玉田委員 累積的影響については今までずっと話題に出ていて、どう捉えるかというのが難しいなと思って考えていました。これが質問で事業者に伝わるかどうかはわかりませんが、議事録に残ると思いますので、言っておきます。

先ほどのオジロワシの例で言うならば、例えば、60ページの図を見たときに、この地域にこれだけ風力発電事業があります。この60ページの図の中に、例えば、オジロワシ

がどのくらい営巢していて、平均的でもいいですが、それぞれの巢でどのくらい繁殖成績がいいのか、例えば、2年に1回、ひなが出ているのだとか、3年に1回、ひなが出ているのかという数字が出てくれば、ここで風車がなかったときの増加率というか、ひながどのくらい生産されているかという数字が出てきます。

今回の事業地でオジロワシが今後どの程度当たるのか、0.6という数字ですから、20年で12羽ぐらい当たるのだという予測ができます。だから、2年に1回以上当たるのだということです。小さいほうの数字を見て、0.5だと考えても、2年に1回はワシが当たることになります。

先ほど冒頭であった宗谷のほうでも似たような数値が出ています。これだけこのエリア内に、風発事業あるいは事業の予定があって、進捗状況がそれぞれあるので、数字はそれぞれまちまちなのでしょうか、少なくともこの真ん中と北の端で似たような数字が出ていたら、このエリアの中で相応の数字が出てくると思います。この辺にオジロワシの巣が幾つあって、それぞれでどのくらいひなが出るのか、風車がどれだけ建って、どのくらい風車の影響が出ているのか、あるいは、風車によってどれだけ死ぬのかという数字が出てくれば、全体の評価ができると思います。ここでどの程度のオジロワシが生産され、どの程度のオジロワシが風車によって死んでいるのかという数字が出れば、立派な累積的影響評価の数値として出せると思います。

だから、今、渡り鳥の問題とか、植物の問題とか、流域の問題とか、いろいろと言われていて、累積的影響を評価するのはかなり難しいと思いますが、ワシのことを一つの例にとると、こんな感じで数字が出せると思います。

○事務局（武田主幹） 事業者にどこまで求められるのかという非常に難しい問題もありますが、環境省などでもオジロワシの繁殖状況のモニタリングをしていますので、環境省とも相談し、どんなことができるのかを検討したいと思います。

○玉田委員 仮に、先ほどの会長の話のように、準備書の段階ではできず、次の評価書の段階に先送りしたとしても、今の数字が出てくれば、環境省の側で評価できる数字になると思うので、方法論としてぜひ考えてください。

○山下会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、最後の議事（4）に移ります。

本日2回目の審議となる（仮称）えりも岬風力発電所環境影響評価方法書についてです。

なお、冒頭で事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見、ご質問がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。

後ほど各委員に確認させていただきますので、その際に申し出てください。

事務局から方法書についての意見の概要と事業者の見解、2次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（佐藤専門主任） 事務局の佐藤です。よろしくお願いいたします。

前回に続きまして、第2回目の審議となる本案件ですが、本日は、事業者により提出のありました意見の概要と事業者の見解、前回のご審議を踏まえて行いました2次質問及び事業者回答のご説明をいたしたいと考えております。

では、まず最初に、お手元の資料4-1の意見の概要と事業者の見解からご説明いたします。

まず、表紙をめくっていただきまして、1ページをごらんください。

本方法書は、昨年10月17日、北海道新聞とインターネットにより広告が行われております。

ページをめくっていただきまして、2ページに縦覧についての記載がございます。

縦覧は、10月17日から11月18日にかけて日高振興局、えりも町役場がインターネットにより実施しております。

隣の3ページをごらんください。

説明会についての記載になりますが、縦覧等に関する広告及びえりも町の広報誌への折り込みチラシにより開催について広告を行いまして、10月31日に、えりも町福祉センターにおいて説明会を2回実施しております。

ページをめくっていただきまして、4ページをごらんください。

意見書についての記載になりますが、意見書の提出期間は、公告、縦覧が始まりました10月17日から12月2日、縦覧場所に設置した意見箱への投函及び書面の郵送により意見書を受けつけ、結果として5名の方から61件の意見がございました。

5ページ以降は、意見の概要と事業者の見解となっております。

意見書5通のうち2通がコウモリ類に関する意見、1通が希少鳥類に関する意見、1通が環境全般に関する意見、最後の1通が説明会に参加された方からの意見となっております。

このうち、意見及び事業者見解について幾つかピックアップしてご説明したいと思っております。

5ページ以降、表の左側に意見の通し番号が振っておりますので、該当する意見をご確認いただきたいと思います。

まず、コウモリ類に関する意見になりますが、5ページの意見2をごらんください。

コウモリ類の捕獲調査を実施しない理由についての意見になります。これに対して、専門家からの意見を踏まえ、コウモリ相の把握のための捕獲調査を行うよりも、バットディテクターによる踏査を重点的に行い、利用状況、利用頻度を確認することとしたとのことです。

続きまして、12ページをごらんください。

意見41になります。

こちらは、渡り鳥について、環境省のセンシティブティマップに関する意見となっております。

センシティビティマップでは、日中、夜間ともに計画地の上空を通過するルートは確認されていないと図書に記載されていますが、これに対して、十分な調査を実施し、渡りのルートを遮断しないような計画とすべきとの意見が挙がっております。これに対して、事業者からは、専門家からの意見も踏まえ、渡り鳥の調査がなされていない地域であることは認識しており、渡りのルートの有無について把握できるように現地調査を実施することです。

ページをめくっていただきまして、14ページをごらんください。

一番下の意見57になります。

国立公園の国立公園化についてですが、えりも町による国立公園化に向けた決議、観光協会からの要望などの活動、環境保全などの見地からの意見が挙がっております。これに対して、事業者からは、国立公園化に向けた活動の動向について、関係機関に状況を確認しながら事業計画を策定することです。

続きまして、隣のページの意見60をごらんください。

こちらでは、地域住民やこの地域に愛着のある人々への十分な説明を行っておらず、住民参加、合意形成を図り、事業を進める姿勢がとられているとは言いがたいとの意見が挙がっております。これに対して、事業者からは、事業の実施に当たっては、地元の理解が重要であり、合意形成を図る努力をする、現時点では事業計画の早期段階であり、準備書に向けた詳細な計画を立てていくが、現時点では、方法書に記載した以上の計画を提示することはできない、今後、計画の熟度が高まった段階で地元の説明を行い、理解が得られるように努めるとのことです。

以上が意見の概要と事業者の見解の説明となります。

続きまして、資料4-2の2次質問及び事業者回答についてご説明したいと思います。

まず、1ページ目の質問1-2をごらんください。

1次質問では、図書の公表について広く環境保全の観点から意見を求められるように、利便性の向上に努めることが重要であると考えますが、現段階の見解について聞いております。これに対し、1次回答では、調査データは事業者財産であり、他事業者に利用されることが考えられるため、公表できないとのことでした。

2次質問では、図書は著作権で保護されており、無断使用はないと考えられることや、他事業者の情報を解析に利用しようとした場合、図書において公開されている情報はまだ不十分であり、他事業者からデータを直接得る必要があること、複数事業者の同一地域の環境調査によって調査圧の問題も想定されることから、公益的に考えた場合に、双方提携して情報を活用するほうが望ましいことについて、事業者の見解を聞いております。これに対して、事業者からは、図書公開については1次回答のスタンスと同じ、公益的な観点からの情報共有については、環境省で実施しております基礎情報整備モデル事業のように、自治体が調査を行って、調査データを公表することで、調査圧問題の解消となり、事業者間での情報共有の必要はないとのことでした。

続きまして、次の質問 1 - 3 をごらんください。

地域の理解について、1 次回答では、説明会の開催状況について、現段階での説明会開催は地域を混乱させることになるため、事業が具体化するまで実施しないとのことでした。

2 次質問では、1 次回答の地域を混乱させるというのはどういうことか、また、今後、地元住民への説明はどの段階で開催するのか確認しました。これに対して、詳細計画が確定していない段階、アセス調査がある程度進んでいない現段階での説明は、説明の受け手である地元を混乱させるとの判断、説明会は、準備書段階で開催、そのほか、地権者や地区長に対する地元への説明は、事業計画が具体化した時点で個別に実施することを検討するとのことでした。

続きまして、同じページの質問 2 - 3 をごらんください。

発電所の配置計画については、現時点では変更の可能性がある、準備書までに決定する方向で検討しているとの 1 次回答に対し、2 次質問では、配置計画の変更になることも考慮し、最終的な配置よりも広範囲の調査を行うことになるが、それでも配置計画が確定する前に現地調査を実施するか考えを聞きました。これに対して、事業者からは、理解のとおりとの回答がありました。

続きまして、3 ページをごらんください。

質問 2 - 1 3 になります。

周辺他事業とのかかわりについて質問していますが、地域の重複について、他事業者との協議の必要はあるが、現段階では他事業の計画熟度も低く、今後、時期を見て判断するとの 1 次回答に対し、2 次質問では、準備書段階では、風車の配置計画が確定し、必要な調査、予測、評価及び環境保全措置の検討が必要であり、他事業者との協議を経て、地域の重複が解消された具体的な事業計画に基づき、準備書手続が行われるのかを確認しました。これに対して、事業者からは、他事業者との協議は検討しますが、発電所の認可もされていない環境影響評価の実施段階で、他事業者の事業計画の検討を制限するような働きかけは現実的ではなく、各事業の計画の確定時期は評価書段階であると考えている、そのため、準備書段階では、地域の重複について確実に解消されるとは明言できないとのことでした。

ここで説明いたしました三つの回答については、環境影響評価制度の根幹にかかわる部分でもありますので、3 次質問において改めて確認していきたいと考えております。

続きまして、4 ページの質問 3 - 5 をごらんください。

本地域の特定植物群落は、本地域特有のもので代替地がなく、現状で群落が拡大している傾向も見られないことから、事業による改変は群落を衰退、消滅させる要因となり、影響を回避できない場合には、特定植物群落を改変エリアから除外すべきと質問しました。これに対して、群落の状況は今後の調査により確認していくことであり、改変により群落を衰退、消滅させる要因になると判断した場合には、回避が原則と考えるとのことでした。

次に、同じページの質問 3 - 7 をごらんください。

1次質問では、対象事業実施区域に保安林が含まれることから、風車の設置について保安林を避けるべきと質問しました。これに対して、1次回答では、関係機関との協議を踏まえ、設置の可否を検討するとのことでした。2次質問では、保安林解除が可能かどうかではなく、事業計画の検討に当たり、保安林への建設を回避すべきではないかという1次質問の意図に対する再回答を求めています。これに対して、保安林内の建設は不可ではなく、計画段階の検討では、設置についての検討は回避していない、今後の協議次第とのことであり、1次回答と同様の内容となっております。

少し飛びまして、8ページの質問5-4をごらんください。

沿道の窒素酸化物、粉じんの予測の方法について質問をしました。図書では、バックグラウンド値を沿道から離れた場所での測定結果を用いるとしておりますが、その根拠について確認しています。その中で、道路環境影響評価の技術手法に基づき、調査、予測、評価を実施するとしていますが、技術手法では、沿道でのバックグラウンド値を前提としていることについて、2次質問においても確認しました。これに対して、2次回答では、予測手法については、道路環境影響評価の技術手法と同一とせず、予測においては技術手法を用いるとの回答であり、これについては、他の環境影響評価方法書においても同様の考え方で審査を終了したものもあることから、調査方法の考え方の一つとして認識されているとのことです。しかし、本事業の対象事業実施区域及びその周辺には、住居等が分布するなどの周辺環境や、各分野の研究成果に基づき作成された技術指針等の手法に沿った調査、予測、評価の実施が環境影響評価での技術的担保となっている以上、独自の考え方による手法については、それが妥当である根拠が必要と考えておりますので、3次質問において再度確認したいと思います。

また少し飛びますが、次に、11ページをごらんください。

追加質問の5-47になります。

風力発電施設に関する煩わしさの要因として、振幅変調音や純音性成分の影響が指摘されており、これらに対する対応をどのように考えているか質問しました。これに対して、事業者からは、純音性成分は発電機由来、振幅変調音についてはローターの回転に伴う周期的変動と認識しており、風車を設置する以上、両者をゼロにすることはできないと考えている、発生源の対策としてパワーレベルの低い風車を採用する、騒音制御モードを有する発電機を採用することで、影響の低減を図れるように検討するとのことでした。

続きまして、13ページの質問5-24をごらんください。

動物ほかということで、生物調査全般についてですが、3事業の計画が進行している中、事業者間で調査データを共有するなどし、調査の重複を防ぐ必要があるのではないかと質問をしました。これに対して、1次回答では、調査データを事業者間で融通することは難しいとしていることに対し、2次質問では、特に慎重な調査が必要な種に当たっては、個々の事業者による調査手法が仮に適切であっても過剰な負荷となる恐れがあり、環境省及び専門家の指導を受けた上で、悪影響を与えない調査手法を検討することも環境影響の回

避・低減方法として必要と考えるので、これについて見解を聞きました。これに対して、専門家の指導を受け、独自の調査手法としており、専門家からの指導を遵守することが希少種の調査における環境影響の低減と考えるとのことでした。

最後になりますが、17ページの質問5-40は景観に関する質問になります。

地域の景観保全を行う上で、えりも町や地元住民との合意形成が重要との1次質問に対し、回答では、現時点では、関係自治体、地元住民から景観資源、眺望点に関する追加の質問はなかったとのことでした。2次質問では、地元協議が配慮書段階からほとんど進んでいないと見受けられる中、どのような関係機関と協議を行ったのか確認しました。これに対して、住民説明会では景観に対する意見はなかった、自治体の関係部署、観光協会との協議は行っていないが、図書縦覧や住民説明会、関係自治体との今後の協議等での意見を踏まえ、景観保全に配慮していくとのことでした。

以上が2次質問及び事業者回答の説明となります。

なお、他の案件と同様ですが、本方法書に係る追加の質問につきましては、この後、委員の皆様にもメールにて依頼させていただきます。ご多忙のところ大変恐縮なのですが、次回の審議会の関係で、他の案件よりも1週間早い1月31日、今月いっぱい追加の質問をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○事務局（武田主幹） 事務局から補足説明をさせていただきます。

29ページをごらんください。

前回出席されていない方は、ほかの事業等との重なり云々という今の説明がわかりづらかったと思いますが、実は、この事業はほかの事業区域と重なって計画が進行しております。

この事業のほかに、オレンジ色のえりも風力発電事業、それから、青色の斜線になっているえりも町風力発電事業があります。えりも風力発電事業は方法書手続が終了、えりも町風力発電事業は配慮書手続までが終了となっております。

○山下会長 それでは、ご質問やご意見をお願いします。

○河野委員 1点気になることがあります。

コウモリは昆虫類を捕食するというので、トップダウンコントロールは考えなくていいのかということが前からすごく気になっています。つまり、コウモリが特異的に何かを食べているとすると、コウモリの数が減ることによってその昆虫種が増える、もしくは、風車に近づかないことによってその周辺の生態系に何らかの影響が与えられることはありますか。

○押田委員 もちろん可能性としてはあると思います。コウモリは昆虫を消費しています

し、今、数値を覚えていないのですが、そういう論文も普通に出ております。

ただ、3個体、4個体ぐらいで、生態系全体を揺るがすような大きなことがあるかという、ここでは安易に答えられません、生態系は全部つながっているということを見ると、あるとお答えできると思います。

○河野委員 ありがとうございます。

ポピュレーションに対する風車の影響は、鳥の場合は、減る数としてはそんなに多くないと思いますが、コウモリも今までの数からいったらそんなに大きくないと考えていいのでしょうか。

これは、例えば、専門家へのヒアリングを質問で出すとか、ほかにもコウモリ類の案件が出ていましたよね。そこに対して質問、もしくは、環境省はどう考えているのか、その辺を知りたいところです。

○事務局（武田主幹） 以前、露崎委員に論文を紹介していただきましたが、海外の、特にアメリカなどでは、かなりの数が衝突して、ポピュレーションにも相当大的な影響を与えているという報告が既にあります。ただ、生態系全体にどのような影響を及ぼしているかまでは私も勉強不足でわかりませんが、日本においては、まだそこまでの調査データはないかなと思います。

風力発電所への衝突の影響も今のところは数個体レベルで、地域の個体群に影響を及ぼすというデータはないようですが、何せ調査が始まったばかりですので、今後、注意が必要かと思えます。

○押田委員 つけ加えさせていただきます。

先ほど、一つの例としてコヤマコウモリのお話をしました。私もはっきりしたことはよくわかっていませんが、上ノ国町で5個体ぐらいが見つかったコヤマコウモリが不幸にも風車に当たって3羽か4羽が死んでしまって、その死体を回収されたというお話が出ていました。

ただ、日本の場合は、多分、調査自体も十分にできていない状況ですし、コヤマコウモリのような固有種がどの程度いるかわからない中で、3羽、4羽というのが大きい小さいかという評価ができていないのが怖いところです。

生態系全体に対する影響ということでは大したことはないのかもしれませんが、種の存続を考えたとき、コウモリの場合は、恐らく、それでいいのかという評価が難しいというところが今後の課題だと思います。

○河野委員 重要な課題ではあるけれども、業者への質問としては適当ではないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（武田主幹） そこはなかなか難しいですが、当然、環境アセスメントとして環境への影響を考えなければなりませんし、どの程度がぶつかるのかという数字が大きいと、当然、影響があるのではないかと考えられます。

また、今、押田委員から指摘のあった希少種の問題は、当然、事業者に影響の把握と評

価を聞いていかなければならないと思います。

○河野委員 この場合は、コウモリ類に関して、専門家へのヒアリングをお願いするのか、そのまま様子を見るのか、どうしたらよろしいでしょうか。

○押田委員 私個人としては、野生動物全般を見ている中で、コウモリは専門外の動物なので、専門家へのヒアリングがあったほうが心強いかなという気はいたします。

○事務局（武田主幹） コウモリは、調査方法が十分確立していない中で、専門家の指導を受けてしっかりした調査をやっているところも出てきていますので、事業者に対して、調査及び結果の分析については、必ず専門家に十分意見を聞いた上でまとめるよう指導していきたいと思います。

○河野委員 わかりました。

○事務局（佐藤専門主任） 補足ですが、図書の368ページに、コウモリ類の調査手法等について、専門家等へのヒアリングを行った結果が出ておりますので、今後、実際に調査をして結果が出た場合においても、内容等についてのヒアリングはあるのではと思います。

○山下会長 ほかにございますか。

○玉田委員 先ほど図書の29ページで三つの事業がこれだけ重なっているという説明がありましたが、資料4-2の13ページの質問番号5-24では、その調査データを共有したらどうかという1次質問に対して、事業者の1次回答では、融通することは難しいですという答えがあって、2次質問では論点が変わって専門家の話になっています。

これだけ事業が重なっていて、同じような場所で環境調査をやるのなら、共有すればいいというのはごく自然な話ですが、企業側では企業の縦の壁があるのだらうと思います。

事業の進捗で考えれば、先ほどの説明だと、アールイー・パートナーズ株式会社のえりも風力発電事業が今一番進んでいて、方法書の段階が終わっており、今回審議しているのは、真ん中の段階で方法書までいって、一番後発は、J R 東日本エネルギー開発株式会社のえりも町風力発電事業で、まだ配慮書だからというのもあるのですが、一番広いエリアを持っているとのこと。この企業の壁を何とか打ち破って、お互いに打ち解けてもらって、情報共有ができれば、より調査コストも下がると思うのですが、事務局側の1次質問と2次質問の論点がずれてきている気がします。

例えば、今回のえりも岬の日本風力開発株式会社が後発のえりも町風力発電事業に対して今回のデータを情報提供すれば、後発のほうはさらに助かってくると思うのですが、今後、事務局として、そこの共有の問題をどういうふうに質問していこうと考えていますか。もちろんお金をかけてそれぞれが精度の高い調査をしていくというのは事業者の勝手ですが、調査圧の問題もありますし、効率を考えたら、重複している場所で繰り返し同じ調査をやるより、共有してもらおうほうがよりいい結果が効率よく出るのではないかなと思います。

質問番号5-24は1次質問と2次質問で方向性が変わってきたように読み取れます

が、今後、事務局として3次質問の方向性を考えていますか。

○事務局（武田主幹） 今までこのような事例がなかったもので、我々もどういう指導がいいものか、環境省とも相談しながら苦慮をしているところですが、これは事業者がどう予測、評価をするかの範疇になりますので、我々から事業者に、こういう調査をなさい、データを共有しなさいと強制力を持つて言うことは難しいと思います。

ただ、なぜ調査して予測、評価をするかという、環境影響を小さくするために行うわけで、調査によって環境影響を大きくしてしまったら元も子もないので、環境影響をいかに回避するかの視点で事業者に指導していくという考えで、3次質問も組み立てたいと思います。

○玉田委員 わかりました。

難しい案件だとは思いますが、この事業の今の進捗を考えると、先に動いている事業があって、後からついてくる事業があって、要するに、真ん中を走っている事業は前から情報を受け取れなかったけれども、後の事業に情報を受け渡すだけの度量があれば、後の人たちは楽にできる部分があるので、ある意味で、真ん中を走っているところが鍵になるのかなと思ったのです。

行政対事業者の関係もありますから、そこに対してアドバイスというのは難しいのかもしれませんが、もうちょっと大きい視点から俯瞰的に見れば、真ん中を走っている事業が一番鍵になりそうだなという感じがして、質問しました。

○山下会長 今の観点で、一般論やそもそも論からすると、特に重なっている場合は、できるだけ調査を少なくし、そこで得られた情報を共有していくほうがいいと思いますが、実現可能性の点からいうと、例えば、調査による環境への影響、要するに、何度も何度も調査を繰り返すことで、それ自身が環境によくない影響を与えるということがありますので、そういうことを考えると、例えば、希少種の調査についてはせめて情報共有できないかとか、対象を絞って情報共有を求めるやり方もあるのではないかなど。逆に、そうしてしまうと、広い視点から見れば、それは矮小化しているのではないかなどという考え方もあると思いますが、あくまで一つの見方ということで発言しました。

○押田委員 これだけ事業がかぶっていて、ここのところがびっしり塗られていますので、もし全部ができ上がったときには、まさに先ほどの累積効果の典型的なパターンになってしまうのではないかなどという気がしますので、まだ全然できていないこのタイミングでの累積効果をにらんだ対策、方法、調べ方があるのかなどと思いますが、タイミング的には、時間が相当ずれてつくられていくイメージなのですか。

もちろん、これからのことなので、何とも言えませんが、こういうことになってしまうのでしたら、これから先は、一つの事業でその雰囲気を見ながら調査のやり方や流れを見ていくよりも、全部のスケールで見ていかないといけないかなどという勝手な感想です。

○事務局（武田主幹） 風車は、当然、距離をあけて設置しなければなりませんので、三つの事業が重なっている部分で、三つの事業者が同時に風車を建てるということは、まず

あり得ません。

今後どういうことになるのかは、正直いって、事業者に聞いても、自分ではできるだけのことをしますと言うだけで、どうすみ分けるかというのは簡単に答えが出てきませんので、事業の進捗を見ながら適切な予測、評価ができるように、累積的影響も含めて、事業者に働きかけていくしかないかなと思っております。

○山下会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山下会長 ご意見やご質問がないようですので、ここで非公開審議について確認いたします。

委員の皆様から、希少種に関し、ご質問やご意見がある場合は、挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

○山下会長 それでは、これ以降は、希少種保全の観点から非公開での審議とします。

事務局から傍聴者へのご案内をよろしくお願いします。

○事務局(武田主幹) それでは、ただいまからの審議は非公開とさせていただきます。

傍聴と報道機関の皆様につきましてはご退席をお願いします。

本日は、これが最後の審議となります。傍聴者と報道機関の皆様はこれを持ちまして傍聴は終了となります。再度入場しての審議はございませんので、ご了承ください。

なお、ご退出の前に、傍聴と報道機関の皆様の一つお知らせします。

次回の審議会は、令和元年度第9回の審議会となりまして、令和2年2月18日火曜日の14時から、かでの2・7の10階の1060会議室で開催する予定です。

では、申しわけありませんが、ご退席をお願いいたします。

【非公開審議部分不掲載】

○山下会長 それでは、長時間になりましたが、これをもって本日の議事は全て終了いたします。

なお、2次質問についての質問がありましたら、最初の3件は2月7日まで、最後の1件は1月31日までに事務局までお願いいたします。

それでは、事務局に進行をお返しします。

4. 閉 会

○事務局(武田主幹) 皆様、本日は、4事業について長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。

先ほども申しましたが、次回の審議会は、2月18日火曜日の14時から、かでの2・7の10階、1060会議室で開催する予定です。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○山下会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

以 上